

65歳以上療養病床 入院居住費値上げ

医療療養病床の65歳以上居住費の値上げ(1日)

	現行	2017年 10月 から	2018年 4月 から	財政影響
軽症者	320円	370円	370円	220億円 (保険料含む)
重症者	0円	200円	370円	

厚生労働省は、医療療養病床に入院する65歳以上の居住費(光熱水費相当分)について、1日320円を370円へ2017年10月から値上げする方針です。居住費は一般病床にはないため、療

患者追い出し広げる

養病床の値上げを導入の突破口にしようと狙つてます。

透析治療などを受けていない比較的症状が軽い「医療区分1」の患者(推計約5万人)は、17年10月から1日370円に値上げします。これまで負担がなかつた重症患者(同約16万人)にも17年10月から1日200円の負担を導入し、18年4月には370円に引き上げます。難病患者は負担ゼロで据え置きます。

療養病床の65歳以上は食費が1食460円で、居住費と合わせると月5万2500円。同病床の全国平均の入院日数15.8・2日で算定すると、27万6850円もの負担が強いられます。

入院費用は、もともと

公的保険ですべて給付していました。ところが、

政府は1994年に「在宅医療との公平化」の名

で食費(食材分)を導入。2006年には、療養病床は介護施設と同様に「住まいの機能」があるとして、65歳以上に1日320円の「居住費」を導入しました。

15年度から介護老人保健施設の相部屋を1日370円に引き上げたため、「公平化」の名で療養病床も値上げするというのです。

しかし、治療の場である病床に「住まいの機能」などありません。「公平」と言っても負担を高い方に合わせるご都合主義にすぎず、「患者の追い出しが」「医療難民」を広げるだけです。